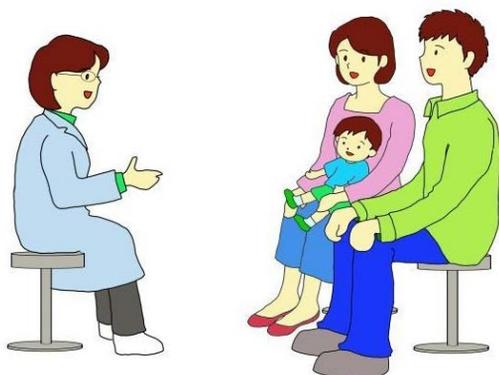


# 義肢を必要とされる お子様とご家族様へ

このリーフレットでは、義肢の購入時にご利用になれる  
福祉制度と手続きについて説明しています



国立障害者リハビリテーションセンター

病院 リハビリテーション部  
研究所 義肢装具技術研究部

# 義肢の購入の流れ

厚生労働省が定める**障害者総合支援法\***では、義肢等を含む**補装具\***の購入・修理にかかると費用の支給を行っています。（\*用語の説明へ）

## 手続きの流れ

※ 居住地の市区町村によって異なります。事前にご確認ください。

### 申請

居住地の市区町村の福祉事務所へ申請する  
※福祉事務所の場所は、役所にお問い合わせください。  
（名称は、市区町村によって異なることがあります）

### 市区町村が支給決定

「補装具費支給決定通知書」及び  
「補装具費支給券」が発行され、郵送される

### 義肢の製作

さいけい さいすん かりあ  
採型・採寸・仮合わせ等を行う

### 適合判定

- ・ 市区町村から受け取った「診断書」の記入用紙を持参し、病院を受診する
- ・ 医師による適合判定を受ける

### 義肢の引き渡し

利用者負担額を支払う

#### <申請に必要なもの>

- ① **身体障害者手帳** →  
※詳しくは隣のページ
- ② **マイナンバーが確認できるもの**  
※ 保護者が代理で手続きする場合は、保護者の「マイナンバー」と「身元確認ができるもの」も必要になります
- ③ 印鑑
- ④ 「補装具費(購入・修理)支給申請書」  
※役所の窓口で入手できます
- ⑤ 「補装具費支給意見書」  
※意見照会機関又は保健所の医師、指定医により作成された書類(当センターの医師が作成することも可能です)

採型(体の型を採る作業)、仮合わせ(仮組みの義肢で不具合がないか等のチェックをする作業)等を経て、完成へ至ります。  
そのため、完成までの間に、何度か来所していただくことがあります。

#### <利用者負担額について>

原則として、1割を利用者が負担します。ただし、世帯の所得に応じて負担額が変わります。

# 身体障害者手帳取得の手続きの流れ



※ 居住地の市区町村によって異なります。事前にご確認下さい。  
※ 申請から取得まで約1～3ヶ月かかります。

## 申請

居住地の市区町村の福祉事務所へ申請する  
※福祉事務所の場所は、役所にお問い合わせください。  
(名称は、市区町村によって異なることがあります)

### <申請に必要なもの>

- ①「交付申請書」  
※役所の窓口で入手できます
- ②診断書、意見書  
※指定医が作成した書類  
(当センターの医師が作成することも可能です)
- ③写真  
※サイズや枚数等の指定があります
- ④印鑑
- ⑤マイナンバーが確認できるもの  
※保護者が代理で手続きする場合は、保護者の「マイナンバー」と「身元確認ができるもの」「代理権の確認ができるもの(戸籍謄本等)」も必要になります

## 審査

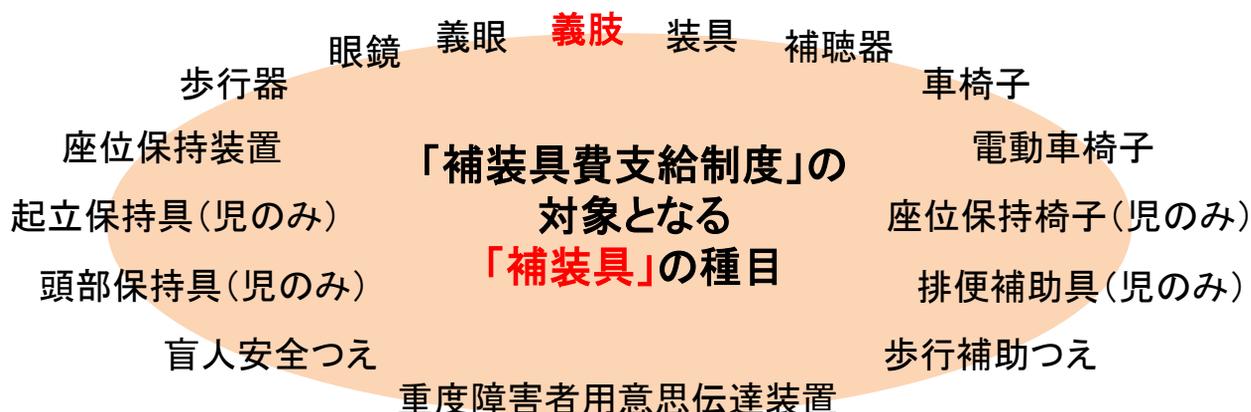
内部審査会等で審査が行われる

## 決定・交付

印鑑を持参し、手帳を受け取る

## \*用語の説明

**障害者総合支援法**とは、障害者・障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律です。この法律の中で、厚生労働大臣が定めるものを**補装具**と呼び、義肢は補装具の中の1種目に該当します。購入・修理に必要な費用が補装具費として支給されます。



## 義肢に関するQ & A

**Q. 義肢を新しく作り替えたいときや、故障・破損したときには、どのような手続きが必要ですか？**

**A.** 義肢を新しく作り替えるときには、再支給を受けるための申請を行います。手続きの仕方は、購入時の申請手順と同じく、居住地の市区町村の福祉事務所へ「補装具費(購入・修理)支給申請書」を提出します。また、故障・破損が生じた場合にも、同様の申請・手続きを行うことにより、修理に係る費用の支給を受けられます。

**Q. 特例補装具について教えてください。**

**A.** 法で定められた補装具に該当しないもの(特例補装具)の費用を特別に支給する制度があります。筋電電動義手等の費用の支給は、この制度に該当します。ご利用の際は、市区町村の福祉事務所へご相談ください。

**Q. 大人になったら、申請・手続きの方法が変わるのでしょうか？**

**A.** 現在の障害者総合支援法では、18歳未満が「児童」という扱いになっており、児童と大人では、申請・手続きの方法に異なる部分があります。18歳以上になってから初めて申請する場合には、居住地の市区町村の福祉事務所へご確認ください。

**Q. 複数個の義肢の支給を希望する場合は、どうしたらよいですか？**

**A.** 生活上、職業上または教育上の理由により、複数個の義肢を必要とされる場合には、市区町村の福祉事務所へご相談ください。

その他、ご質問等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 義肢装具技術研究部

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

☎04-2995-3100(代表) 内線 \_\_\_\_\_ 担当 \_\_\_\_\_

Web: <http://www.rehab.go.jp/ri/hosougu/hosouguj.html>

メールアドレス: [hosougu@rehab.go.jp](mailto:hosougu@rehab.go.jp)